

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成24年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

1番、三浦 論君及び2番、芳賀 潤君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第4 議案第4号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第1号損害賠償額の専決処分の報告についてから日程第4、議案第4号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてまでの2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案については、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

それでは、平成24年第2回大槌町臨時議会に係る報告1件及び議案1件、計2件の議決事件について一括で提案します。

報告第1号損害賠償額の専決処分の報告については、平成23年11月25日金曜日午後6時20分ごろ、釜石市栗林町第22地割14番地の2、栗林第5仮設団地駐車場で発生しました公用車両と一般車両の接触事故について示談が成立し、損害賠償額を専決処分したことから、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決条例第2条第2号の規定により議会に報告するものであります。

議案第4号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについては、仮庁舎とする大槌小学校改築に係る予算措置等による補正を行うもので、補正追加額は1億7,066万6,000円で歳入歳出総額は263億1,076万2,000円となり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いたします。



日程第3 報告第1号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第1号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、報告第1号損害賠償額の専決処分の報告について、専決処分書で説明いたします。

1. 損害賠償の相手方は、岩手県釜石市平田第6地割80番地17 上野正敏。
2. 損害賠償の額は、4万719円です。
3. 示談の内容は、損害賠償額について、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議を申し立てないものとするものであります。
4. 損害賠償の原因は、平成23年11月25日金曜日午後6時20分ごろ、釜石市栗林町第22地割14番地2、栗林第5仮設団地駐車場内において、車をとめ降車しようとした際に、強風のためドアが勢いよく開いてしまい、隣に駐車していた車の助手席側のドアに接触したものであります。

専決年月日は、平成24年1月20日であります。

以上、報告します。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤君。

○10番（後藤高明君） この間、議会運営委員会の後いろいろ考えたんですが、議運でもお話ししましたがけれども、ドアぐらいで済んだということは大変申しわけないんですが、

最近も人身事故等があったわけだから、そういう場合にたまたま、県や国からいらしている副町長さんもいらしゃいますし、こういう公用車の使用について、しかも、これから言っていきますが、今部長より報告がありましたけれども、相手方がわかっているんですけども、加害者側は報告されていないんですよ。実際報告できないのかどうかということね。

それと、地方自治法180条の1項という。中身勉強していません。今こう書かれれば何となくああそうかなと思うんだけど、この中身は、加害者の氏名は報告しなくてもいいのかなんとかということは書いていないと思うんですけども、まず一つは何で加害者の氏名を報告できないのかということ。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 特にそういった定めは確かにございません。今回の専決処分に関しても、ここに議案として出している部分については慣例で今までどおりの状態で報告しているところでございます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 定めはないと。でも、普通、一般常識で考えると、被害者と加害者いるでしょ、被害者、加害者。

公用車の使用について、まず一つは何で加害者の名前を出さないか、この辺をお聞きしました。他県まで派遣されている職員が公用車を使って通勤していると。それから、公用車の使用について、これもまた考えなきゃならないと思うんですけども、確かに今人情的にはわかりますよね、貸してあげたいというのは。わかるが、やはり派遣でいらしている職員もちゃんと報酬をいただいているわけですし、どうしても貸してやらなければならないという場合、これは私の考えですよ、あるいは大槌町の車の名義変更するとかね。名義変更して、何かこういう事故があった場合は使用者に責任を負わずとか、いろいろあると思います。

それで、このようなやり方は果たして妥当なのかどうかということを考えてんですよ。町に顧問弁護士いるでしょう。やっぱりそういう方からもいろいろご指導を受けるとかね。それで、勤務時間中で公務上の事故であればわかります。ただ、通勤ということでちょっと引かかるんですよ。どうなんでしょう、副町長さん、県からいらしている部長さん、国からいらしている副町長さん、どうなんでしょう。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回のケースですけれども、本来ならばそのとおり通勤に対して公用車を貸し出すという形にはならないかとは思いますが、この方は県外の方で遠くから来られている方なものですから、やはりそれはお手伝い願う中ではやむを得ずお貸ししたと。もちろん通勤であるという条件であります。

また、うちのほうでは町としての顧問弁護士は特に委託をしておりません。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） いやあどうなんだろうね。ただ、どうしても人情的に遠くから来て大変なのはわかるんで、バスなんかも不定期だから。だから、やっぱり事故が起きてもいいような形で、起きてもちちゃんと補償関係が町に負担かけないようなというような、そういう方法を考えていったほうがいいような気がするんですけどもね。大変なことになると思うんですよね。仮にこれは相手のドアだからいいけれども、人をはねたとかなんかでね、傷つけた、殺したとなったらどうなるんですか、じゃあ。そこを私心配するんです。たまたま……

○議長（阿部六平君） 殺すとかそういう言葉は。

○10番（後藤高明君） いや、いいですよ、これで。（「余り……」の声あり）じゃ殺すというの何て言ったらいいんですかね。けがをさせたとか、何ていうの、死亡させたとか、そういうのも考えられますよね、絶対ね。そうした場合、町の立場が苦しくなると思うんですよね。私そこを言いたい。だから、何が起こってもいいように、やっぱり未然に防止することを考えていないと。その辺少し研究して、さっぱり議員の皆さんから出てこないから私あえて言ったんで。次の全員協議会あたりまでいろいろ勉強してからいい方法をとってもらいたい、とっていただきたいということをお願いして私からは終わります。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 公用車の使用ですけれども、まず一つは、通勤中の事故であれば当然公務の範疇に入るということが一つです。

公用車の使用で、確かに原則的には今後藤議員さんがおっしゃるとおりだと思います。ただ、現実問題、今回の震災において各町外あるいは県外から応援をいただかなければ行政執行ができないということから、応援をいただいているわけですが、その中で、宿泊施設が通勤可能な町内にあるのであれば、それは当然公用車を使うということとはあり得ないことだと思います。しかしながら、今回のこの状況の中で宿泊施設がな

いということで、町長が特に釜石が余っているというか余分な部分の仮設があるということをお願いをして、橋野に仮設の空き部屋をお願いして、そこに、いわゆる他の市町村からお願いしている職員をそこから通わしているということでございます。その中で通勤の手段はないわけでございます。ここを歩いて来いといえばこれまた話は別ですけども。そしてまた、それ以外にも、この町からもホテルを予約した状態でそこから通勤をいただいている職員もあります。いずれ、今このような形の中で今のような状況はある程度やむを得ないのではないかなと、現状では。もちろん何とか方法も考えていないわけではございません。

そこで、先日の議運でもそういったお話も議長さんからもありまして、それを100%やるわけにはいかないが、できるだけ交通事故に気をつけるというか、そういう意味もありまして、今回、交通事故の防止の研修会もやろうということで企画をしておりますけれども、いずれにしてもそういったような状況でございます。

じゃあ事故が起きたときどうなるかということですが、当然、使用者である町が最終責任は、賠償責任は負うという形で、今回もこの専決処分の報告をお願いしているものでございます。

それから、もう一つつけ加えるとすれば、最初に質問ありました運転者の氏名を出さないのかということですが、これはあくまでも町が賠償責任を負うということで、あとは、その中で職員の問題については、これは地方公務員法かな、にもありますが、重大な過失があった場合は当然町がその職員に対する求償をすることもできますけれども、このような事故であればそういった事例には当たらないということで、ここで職員の名前を出すということについてはこれまた別の話ではないかなと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎君。

○9番（金崎悟朗君） 私は出退勤に対しては、普通、一般企業としても出退勤の場合は、こういう事故があった場合は今当局が説明されるようになっております。それは当然当たり前前で、確かに後藤議員が言うように人情的にも、これは大槌町のために応援に来ているからこれは当たり前です。

また、専決処分として出してやるのもこれは当たり前ですけども、一つだけ聞きたいのは、総務部長さんに聞きたいけれども、今大槌町にそのよう方がどのくらいおられるか。車、例えばそのように貸して、車結構入っていると思いますけれども、寄贈された車とか、そういう車あるので、例えばそのよう出退勤にやむを得ず車を貸していると

かそういうのがありましたらお願いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今6台、6名の方に貸しております。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項及び町長専決処分条例によって長の専決処分事項でありますから、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第4 議案第4号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第4号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、議案第4号、平成23年度一般会計補正予算（第7号）を定めることについてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

9款1項地方交付税、補正額5,688万9,000円は、役場仮庁舎改修工事費に係る3分の1の震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額1億1,377万7,000円は、役場仮庁舎改修工事費の3分の2の市町村行政機能応急復旧補助金であります。

2 ページをお願いします。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額1億7,066万6,000円は、役場仮庁舎改修工事費の増額であります。

3 ページをお願いします。

第2表 繰越明許費。

以下、表を読み上げます。

行政機能応急復旧事業（庁舎）8億964万6,000円については、役場仮庁舎改修工事であり、今年度中に補助金の交付決定を受け発注しますが、工期が翌年度に及ぶため繰越

明許費を設定するものであります。

同じく、庁舎のシステム651万円については、庁舎内のネットワークシステム構築であり、庁舎改修とあわせて実施するため繰り越すものであります。

林業用施設災害復旧事業4,465万3,000円については、林道五本松峠線ほかの災害復旧工事ではありますが、振興局に設計を依頼しており、その設計に時間を要したことにより繰り越すものであります。

消防防災施設整備災害復旧事業2億9,998万4,000円については、防災行政無線のデジタル改修工事ですが、今年度に補助金の交付決定を受け発注しますが、工期が翌年度に及ぶため繰越明許費を設定するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、第2表 繰越明許費。（「なし」の声あり）

進行します。

6ページ、2、歳入を一括審議をいたします。（「なし」の声あり）

7ページ、歳出。金崎君。

○9番（金崎悟朗君） 総務部長さん、ちょっと耳、聞き間違えたら申しわけありませんけれども、この間、議運のとき説明あったのが、8億いかなかったんじゃないか。7億九千何ぼとかと議運のとき説明になったと記憶していますが。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 直接的には7億という形で話しましたが、それ以外の設計料とかそれも入りますので、その分で膨らんだ発注とご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎君。

○9番（金崎悟朗君） わかりました。なるべくそこらも報告するときは一緒に。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 庁舎のことでお聞きします。まずは8億近い工事費になるようで、そうした場合、一括入札になるのかなとこう考えますので、そこで、町内の業者がそこに加われれば最高いいと思うんですけども、まずそこら辺はどのように考えておりますかお聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） まず一つは、分離発注をします。建築と設備と電気という形

になります。あとは、指名競争入札になりますが、それについては指名基準がござい
ますので、その基準に従って指名業者を決めて入札をしていただくという形になります。

○議長（阿部六平君） 三浦君。

○1番（三浦 論君） 改修工事で8億ということなんですけれども、そのくらいの規模
で新築で建てた際の見積もり等あれば教えていただきたいと思います。同じくらい、8
億かかるのであれば、新築という案もあるのではないかと思いますけれども、いかがで
しょうか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 大槌小学校がたしか8年、9年ぐらいに建てたものだと思っ
てございます。資料ちょっとなくしてあれなんです、私の記憶であれば16億ぐらいか
かっています。そういった形です。

今回についても、ほかの庁舎の関係とか最近建てたものとか、ちょっといただいた資
料から相当程度単価が上がっています。それを、今の平米数は4,900平米ぐらいありま
す。5,000平米弱ぐらいあります、あの建物は。それを掛けていくと15億ぐらいになる。
最低でもこれは十四、五億はかかると思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） さっきの続きになります。副町長はまず建築と設備に分かれてま
ず発注するという説明でした。そこで、分かれても双方数億単位の恐らく工事費になる
と思うんですけれども、そこで数億というものを考えた場合、町内でそこに当てはまる
ようなまず入札要件を持っているところがあるのかどうかということ、勉強不足なんで
すけれども、あるのであれば教えてください。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 特に分離発注で、建築にしろ、機械、電気に、これにしても
すべてA級になります。金額的にはそのクラスになります。建築では当町のほうにはC
級しかありません。町内には発注できない、そういった状況です。設備に関しても同じ
です。あと、町内で発注できるとすれば、電気関係でAがあります。そこら辺がありま
す。あとはすべてほかのところになるというような状況です。（「3回目ですね」の声
あり）

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） C級しかないという今の説明でしたけれども、例えばC級と町外

のA級がジョイントを組んでというやり方はだめなのですか。こんなに大きな工事ですのでどうしても地元の業者に携わっていただきたいというのがまず、皆さんもそうでしょうし私たちもそうなんですけれども、そこら辺どのようにまず考えていますか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤舘和彦君） 確かに町内に発注したい、そういった気持ちは同じです。ただ、ジョイントを組んでJVでやるということもあるんですが、ただ、そうするといろんなので時間もかかるという部分もあります。そういったことで、早目に発注したいという部分もあります。それから、町内の建築業者さんたちの仕事の状況もあります。なかなか忙しくて、ほかの、それこそ随契とかなんかで発注するにしても、なかなか工事代も多いという状況があります。あと、先日入札もやりました。そういった中でも辞退が結構多いという状態になっています。だから、今、結構町内の建築業者さんたちも忙しいという状況にはなっています。そして、いずれ早く庁舎のほうを改修したいという部分もありますので、そういった状況というのはご理解いただきたいです。よろしくお願ひします。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ちょっと教えてください。以前の庁舎の改修のときには8月ごろを目指してとかという資料がありましたけれども、最近の新聞を見ますと、県発注の工事もなかなか入札がそのとおりに落ちないとか、どうしても資材単価が上がっているとかという話があるんですが、あと、今財政課長言ったように人不足ですよ。そういうのをかんがみながら、いつごろ設計が上がって、いつごろ入札して、いつごろできる予定だという概算の日程とかがもしあれば教えていただきたいんですが。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤舘和彦君） 入札に関しましては今月の予定でございます。そして来月の定例会、仮契約になるんですが、来月の定例会で議決をもらって本契約という状況であります。そして、工期の完成が現在、実施設計の中で8月末というような工期になってございます。それはどれだけの人がいて、人とか資材調達とかいろんな部分でこうなったわけなんです、予定とすれば8月30日が完成の予定ということになっております。

○議長（阿部六平君） ほかによろしいですか。進行します。質疑を（発言者あり）終結いたします。（「だめ」の声あり）

討論に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 討論というか、反対ではないです。

今、新たに設計料という追加項目がさっき出ましたけれども、まず（「討論だ」の声あり）そうなんです。討論というか（「反対なら反対の討論なんだ、討論というのは、この原案に対して」の声あり）賛成です。（「先に反対がないかと聞かれてから」の声あり）すいません。（「原案賛成」の声あり）原案賛成。（「どうぞ」の声あり）すいません。こういう形ちょっと初めてですけれども、失礼いたしました。

急いでつくる計画でこういうふうに出されましたので、そのことを反対するわけではありませんが、私はこの進め方にちょっと意見というつもりで討論を挙げたわけでございます。

設計の段階でやはり将来を見越したきちんとした設計をして、そして金額を出してほしいということが私の意見でございます。まず、設計料というものは基本的なものですので、後で出すものではないし、だから計画がずさんと言われないように、必要ものは必要だし、最初からそれをきちんと積み足してほしいということで、そういう意見のつもりでした。失礼しました。以上です。以後、討論をもう一度勉強して考えます。失礼します。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

これより（「議長、今のは質疑でいいんですか。討論ですか。どっちですか」の声あり）質疑です。（「何だ、さっきは討論だってそれやらせてから今度は質疑だなんて」「どっち」「だめ。……いいです」の声あり）

これより、議案第4号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時32分

上記平成24年第2回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員